

プロポーザル実施公告

次のとおり公募型プロポーザルを行いますので、参加を希望される方は、必要な書類を提出してください。

令和3年11月4日

名古屋市長 河村 たかし

1 事業の概要

(1) 事業名

名古屋市民ギャラリー栄喫茶店出店者募集

(2) 事業内容

別紙募集要項及び仕様書のとおり

(3) 貸付期間

令和4年4月1日から5年以上10年以下で名古屋市民ギャラリー栄喫茶店出店者（以下「出店者」という。）に応募する者（以下「提案者」という。）が提案する日まで

※借地借家法第38条に定める定期建物賃貸借契約によるものとし、貸付期間の更新は行いません。

※前出店者の貸付期間満了日が令和4年3月31日であるため、営業準備を開始することができるのは、貸付開始日（令和4年4月1日）からです。

※営業開始日は出店者が提案する日付です。

※この期間には、喫茶店が原状回復に要する期間を含みます。

2 参加資格

(1) 提案者は、募集要項に定める内容及び条件を十分理解し、喫茶店の営業を担うのに必要な経営・管理・運営実績及び信用を備えた個人、経営状態が健全な法人又は複数の法人を構成員として構成される共同事業体（以下「グループ」という。）であって、次の要件を満たすこととします。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

イ 施行令第167条の4第2項各号に該当する事実があった後3年を経過しない者（当該事実と同一の事由により名古屋市指名停止要綱（15財用第5号）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けている者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てが

- なされている者（同法に基づく更生手続開始の決定後、本市競争入札参加資格の認定を受けている者を除く。）でないこと。
- エ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づく再生手続開始の決定後、本市競争入札参加資格の認定を受けている者を除く。）でないこと。
- オ 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）又は商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）によって設立された事業協同組合等においては、当該組合の組合員が本プロポーザルに参加しようとしなない者であること。
- カ 本プロポーザルの公告の日から契約候補者選定までの間に指名停止の期間がない者であること。
- キ 本プロポーザルの公告の日から契約候補者選定までの間に名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書（平成20年1月28日付け名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）及び名古屋市が行う調達契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱（19財契第103号）に基づく排除措置の期間がない者であること。
- ク 市町村民税、固定資産税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること（地方税法（昭和25年法律第226号）第15条に基づき徴収の猶予を受けているとき、または、国税通則法（昭和37年法律第66号）第46条に基づき納税の猶予を受けているときは、滞納していない者とみなす。）。
- (2) グループにより提案する場合の条件
- ア グループの構成員の中から代表者を定めること。
- イ 申請したグループの構成員は、他のグループの構成員として、又は単独で申請することはできません。他のグループの構成員として、又は単独で申請をした場合は、当該構成員を一員とするグループ及び単独での申請の双方を無効とします。
- ウ グループの構成員は上記(1)のアからクまでの要件を満たすこと。
- エ グループの名称、グループを構成する構成員及び代表者の氏名・所在地、グループの成立期間、代表者及び構成員の責任分担、代表者に委任する事項等について定めた覚書又は協定書を構成員間で締結し、企画提案書に添えて提出すること。
- オ グループとして出店者に選定された場合、選定されてから契約期間が終了するまでの間、グループの代表者及び構成員の変更は、原則として認めません。

3 参加手続

(1) 担当部署及び問い合わせ先

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋市観光文化交流局文化歴史まちづくり部
文化振興室文化施設係（名古屋市役所本庁舎5階）
電話 052-972-3175 FAX 052-972-4128

メールアドレス a3175@kankobunkakoryu.city.nagoya.lg.jp

(2) 募集要項等必要書類の入手方法

下記の名古屋市公式ウェブサイトからダウンロード

<https://www.city.nagoya.jp/kankobunkakoryu/page/0000146500.html>

(3) 提案書類の提出

ア 受付期間

令和3年12月15日(水)午前9時から令和3年12月17日(金)午後5時まで
(正午から午後1時までを除く。)

※提案しようとする日の2日前までに、電話にて予約の上来庁してください。予約受付は平日の午前9時から午後5時まで（土日祝日及び正午から午後1時までを除く。）とし、予約なく来庁された場合は、受付しません。

イ 提出場所

(1)に同じ

ウ 提出部数

正本1部、副本7部

加えて、正本をPDF化したものと様式7別添のExcelデータを格納したCD-ROMを1枚提出してください。

ただし、様式7及び納税証明書については、コピーは不要です。

エ 提出方法

持参のみとし、その他の方法は無効とします。

(4) 現地見学会

ア 実施日

令和3年11月15日(月)午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く）のうち30分程度

※具体的な日時につきましては、申込後、市から提案者(グループの場合は代表団体)に連絡します。

イ 申込方法

見学を希望する方は、令和3年11月11日(木)午後5時まで（土日祝日及び正午から午後1時までを除く。）に「3(1) 担当部署及び問い合わせ先」へ直接ご連絡ください。

4 審査の手續及び契約候補者の選定

(1) 評価委員

提案書類の審査は、「名古屋市民ギャラリー栄喫茶店出店者募集評価委員」

(以下「評価委員」という。)が行います。

(2) 審査の実施

令和4年1月13日(木)にヒアリング審査を予定しており、提案者から企画提案内容についてプレゼンテーションを行っていただいた後、評価委員から提案者に対するヒアリングを実施します。

全提案者の審査終了後、最優秀提案者及び次点提案者を決定し、最優秀提案者を契約候補者、次点提案者を次点候補者として選定します。なお、評価の結果によっては、最優秀提案者、次点提案者の一方又は両方について該当者なしとする場合があります。また、提案者が1者であっても、本件は成立するものとします。

5 その他

(1) 応募の際に要する一切の費用は、提案者の負担とする。

(2) 次に該当する提案は、無効とする。

ア 本公告に示した参加資格を有しない者のした提案

イ 提案書類に虚偽の記載をした者の提案

ウ 提案書類の作成及び提出に関する条件に違反した提案

エ 審査の公平性に影響を与える行為をした者の提案

オ 募集要項及び仕様書に示した内容を満たしていない提案

(3) 提出期限後は提出された提案書類の差替え又は再提出は認めない(本市から指示があった場合を除く。)

(4) その他詳細は、募集要項による。